

案 A と案 B の比較表

	案 A (地下水の採水行為に対する課税)	案 B (地下水の移出行為に対する課税)
課税の考え方	○本県の貴重な水資源を利用して事業活動を行う事業者に対し、利用目的や方法を問わず、広く一定の負担を求めるもの。	○県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水は生命の源とも言える貴重な資源である。その市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、山梨県の飲用としての地下水についてはその需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり本県の地下水そのものが持つ価値は高まる一方である。 ○こうしたことを踏まえ、事業活動を行うに当たって、本県の行政サービスを受けていることに加え、この貴重な地下水をそのまま（又は主成分とする）飲料として製品化し、本県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。
課税客体	○営利目的で行われる地下水の採水行為	○営利目的で採水した地下水を次の飲料として製品化して移出する行為 ・案 B-1 : 次の(1)のみを対象 ・案 B-2 : 次の(1)及び(2)を対象 ※案 B-2 「飲料」には氷雪を含む。 (1) 地下水をそのまま製品化した飲料 「ミネラルウォーター（容器入り飲用水）の品質表示ガイドライン」が適用される「ミネラルウォーター類」のうち、地下水のみを使用しているもの (2) 地下水を主成分として製品化した飲料（氷雪を含む） ① 「地下水のみを使用している炭酸飲料及び氷雪」 ② 「清涼飲料水、乳酸菌飲料、乳及び乳製品」であって地下水含有量 70%以上 100%未満のもの（酒精分 1 容量%以上の飲料は対象外）

	案A（地下水の採水行為に対する課税）	案B（地下水の移出行為に対する課税）																																		
課税標準	<p>○汲み上げた地下水量</p> <p><参考> (単位：kℓ/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される課税標準量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模採取者 (吐出口断面積50cm²超)</td> <td>73,435,940</td> </tr> <tr> <td>大規模採取者以外 (吐出口断面積50cm²以下)</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	区分	想定される課税標準量	大規模採取者 (吐出口断面積50cm ² 超)	73,435,940	大規模採取者以外 (吐出口断面積50cm ² 以下)	不明	<p>○製品に含まれる地下水量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税客体（1）については「製品の生産量 = 地下水量」 ・課税客体（2）については「製品の生産量×70% = 地下水量」とみなす。 <p>※課税標準は上記のほか（1）及び（2）とも「製品の生産量」とし、（2）の税率を（1）×70%とする方法も考えられる。</p> <p><参考> (単位：kℓ/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される課税標準量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水をそのまま製品化した飲料</td> <td>1,482,544</td> </tr> <tr> <td>地下水を主成分として製品化した飲料</td> <td>980,744</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,463,288</td> </tr> </tbody> </table>	区分	想定される課税標準量	地下水をそのまま製品化した飲料	1,482,544	地下水を主成分として製品化した飲料	980,744	合計	2,463,288																				
区分	想定される課税標準量																																			
大規模採取者 (吐出口断面積50cm ² 超)	73,435,940																																			
大規模採取者以外 (吐出口断面積50cm ² 以下)	不明																																			
区分	想定される課税標準量																																			
地下水をそのまま製品化した飲料	1,482,544																																			
地下水を主成分として製品化した飲料	980,744																																			
合計	2,463,288																																			
納税義務が発生する時点	○地下水を汲み上げたとき	○地下水を含む製品等を事業所の敷地から移出したとき																																		
納税義務者として検討の対象になり得る者	<p>○揚水設備を有する全ての事業者</p> <p><参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例区分</th> <th>届出区分</th> <th>採取者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県条例対象</td> <td>A 吐出口断面積 50 cm²超</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>B 吐出口総断面積 6 cm²超 (A 除く)</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村条例対象</td> <td>C 吐出口断面積 50 cm²超</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>D C 以外 (要件様々)</td> <td>3,000 超</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記届出の対象とならない揚水設備の数は不明</p>	条例区分	届出区分	採取者数	県条例対象	A 吐出口断面積 50 cm ² 超	81	B 吐出口総断面積 6 cm ² 超 (A 除く)	262	市町村条例対象	C 吐出口断面積 50 cm ² 超	86	D C 以外 (要件様々)	3,000 超	<p>○次の製造許可事業者（氷雪採取業は届出事業者）のうち対象飲料を製造・移出する者</p> <p><参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可・届出業種</th> <th>県内事業者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清涼飲料製造業</td> <td>124</td> <td>うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造</td> </tr> <tr> <td>乳処理業</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳酸菌飲料製造業</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳製品製造業</td> <td>29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雪製造業</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雪採取業（届出）</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※業者数は R2. 12 末現在の許可・届出事業者数</p>	許可・届出業種	県内事業者数	備考	清涼飲料製造業	124	うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造	乳処理業	3		乳酸菌飲料製造業	6		乳製品製造業	29		氷雪製造業	5		氷雪採取業（届出）	2	
条例区分	届出区分	採取者数																																		
県条例対象	A 吐出口断面積 50 cm ² 超	81																																		
	B 吐出口総断面積 6 cm ² 超 (A 除く)	262																																		
市町村条例対象	C 吐出口断面積 50 cm ² 超	86																																		
	D C 以外 (要件様々)	3,000 超																																		
許可・届出業種	県内事業者数	備考																																		
清涼飲料製造業	124	うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造																																		
乳処理業	3																																			
乳酸菌飲料製造業	6																																			
乳製品製造業	29																																			
氷雪製造業	5																																			
氷雪採取業（届出）	2																																			
徴収方法	○賦課徴収又は申告納付	○申告納付																																		
類似税制	○なし	○酒税（国税）、清涼飲料税（過去に制度化されていた国税：清涼飲料税法（大正 15 年 3 月公布）…昭和 25 年 1 月に廃止され物品税に統合）																																		